

虐待防止のための指針

社会福祉法人高槻ライフケア協会

虐待防止委員会 運用指針

1. 当法人における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。(別表1参照)

- ①身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ②性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ④放棄・放置:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他法人内組織に関する事項

(1)虐待防止委員会の目的

利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とします。

(2)委員会の構成メンバー

委員長は理事長とし虐待防止責任者とします。その他の委員は、各事業所の管理者と研修委員とします。(別表2) 必要のある場合は第三者委員を加えます。

(3)委員会の開催と協議内容

委員会は年に2回以上開催し、法人事業所内で虐待事例が発生した場合や開催の必要がある場合は、委員長が招集し開催します。

委員会は次のことを協議します。

- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待防止について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策

に関すること

・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修

(1)職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的知識の理解・普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

(2)次のプログラムの中から実施します。

- ・高齢者・障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・権利擁護事業・成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

(3)研修は、年1回以上行い、新規採用時には虐待防止のための研修を行います。

4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」)が発生した場合の対応方法

(1)虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、職位に関わらず厳正に対処します。

(2)また、緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。(別表3)

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1)職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上司に相談します。

(2)担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。

(3)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対する改善を求め、就業規則等に則り、必要な措置を講じます。

(4)上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、所轄庁の市の窓口等に相談します。

(5)事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

(6)事業所内で虐待等の発生後、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に報告しま

す。

(7)必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明・報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、必要に応じ利用可能な成年後見制度について情報提供を行うとともに、適切な相談窓口を案内する等の支援をします。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待に関する苦情を受け付ける相談窓口を設置し、利用者が自由に安心して相談できるよう支援します。
- (2)受けつけた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行います。必要に応じて、適切な対応や措置を講じます。
- (3)苦情の対応過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報提供をします。ただし個人状には十分配慮します。
- (4)苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施します。職員の再教育や業務プロセスの見直し等、適切な対応をします。
- (5)苦情対応過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のための体制や過程の改善を図ります。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、ホームページに公表します。

9. その他虐待の防止の推進のための事項

虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

〈附則〉

本指針は、2022年 4月 1日より実施する。

本指針は、2023年 8月 1日より実施する。

本指針は、2024年 1月 1日より実施する。

別表1

虐待早期発見チェックリスト

(高槻市 高齢者虐待対応マニュアルより)

次のチェックリストの項目は、虐待が疑われる場合に高齢者が発するサインの一例です。

複数当てはまる時には、疑いの度合いがより濃くなります。

<身体的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭・顔・頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

<心理的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒否)がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無気力、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

<性的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。

	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

<経済的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

<ネグレクトのサイン(自己放任も含む)>

チェック	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	褥瘡ができています。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場合が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診療を受けていない。

<セルフネグレクトのサイン(自己放任)>

チェック	サイン例
	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納したりしている。
	配食サービス等の食事が摂られていない。
	薬や届けた物が放置されている。

	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

<養護者の態度にみられるサイン>

チェック	サイン例
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口の聞き方をする。
	経済的に余裕があるように見えるが、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者とうのを嫌うようになる。

<地域からのサイン>

チェック	サイン例
	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている)を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっており、電気メーターがまわっていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間屋外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊したりする姿がみられる。
	外出しなくなった、見かけなくなった

<相談・通報窓口一覧>

「養護者による高齢者虐待」に関する相談・通報・届出の受理機関

高槻市(福祉相談支援課)および市内12箇所の地域包括支援センターです。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に関する相談・通報・届出の受理機関

高槻市(福祉相談支援課)です。

■高槻市福祉相談支援課電話番号

平日8:45～17:15 福祉相談支援課直通 TEL674-7171 FAX674-5135

上記以外 高槻市宿直室 TEL674-7000

別表2

虐待防止委員会名簿

役 職	所 属
委員長(虐待防止責任者)	理事長
委 員	訪問介護・居宅介護 管理者
委 員	くらし創造の家 朋(とも) 管理者
委 員	小規模多機能型居宅介護あすなろ 管理者
委 員	教育研修部員

*虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがあります。